平成２６年（フ）第３６１８号
大阪府東大阪市若江南町４丁目１番７号サンライフ若江301号
債務者　今橋　由美
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６９７号
大阪市東住吉区針中野１丁目10番２―102号
債務者　中島　香織（旧姓大同）
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７５０号
大阪市城東区成育２丁目16番８号ジョイ・スクエア成育５Ａ
債務者　安田　順子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７８５号
大阪市大正区三軒家西２丁目16番25号、前住所大阪市中央区瓦屋町１丁目８番22―403号
債務者　田村　詠智
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９０９号
大阪市浪速区恵美須西２丁目６番10号　スカイ浪速503号
債務者　西尾　俊博
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９５３号
大阪府東大阪市末広町３番７号ファースト瓢箪山307号
債務者　前田真由美
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７１号
奈良県北葛城郡広陵町馬見中１丁目４番１―204号
債務者　木島　雄輝
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第８０号
三重県伊勢市岩渕３丁目４番20号　コスモハイツ102号室
債務者　中村　隆文
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第８４号
岐阜県揖斐郡揖斐川町和田539番地１、申立時の住所岐阜市東鵜１―181―１　ロイヤル小塩５―201
債務者　遠藤　鷹男
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第８５号
岐阜県大垣市入方１丁目３番地　雇用促進住宅２号棟111号室
債務者　志田　　貴
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
北海道北見市高栄西町10丁目８番７号
債務者　吉田　由香
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第８８３号
埼玉県新座市栗原４丁目４番12号　第二増田荘101号室
債務者　須藤眞由里（旧姓門脇）
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３６０号
埼玉県草加市氷川町1208番地１　林コーポ101号
債務者　鈴木　裕子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２５８号
高知市福井町1795番地２
債務者　野田　　輝
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５号
高知県安芸郡安田町大字西島458番地
債務者　西山　慎也
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２６年（フ）第７５号
栃木県足利市赤松台１丁目17番地15、前住所栃木県足利市弥生町57番地１　レオネクストロゼット109
債務者　長　　愛美
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第６９２号
東京都西東京市下保谷５丁目８番17―206号
債務者　石田　正行
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部